

ふくいの消費生活

成人直後の若者が狙われる！？ 消費者トラブル ～18歳は成人です！！～

成人になると、自分で色々な契約(高い物を買う、家を借りる、ローンを組むなど)ができるようになります。でも、その分、自分でお金を払ったり、返済したりする責任を持たなければなりません。

成人になると、法律の保護を受けられなくなります。これまでは、悪い契約を取り消すことができましたが、成人になるとできなくなります。そのため、悪い商売や詐欺に引っかかる心配が増えます。

- 「自分は大丈夫」と過信しない！
- 簡単に自分の個人情報(住所や写真)を渡さない！
- “安い商品”はその理由を考える！
- “手軽にもうかる話”は、まず疑う！ (“手軽にもうかる”なら秘密にします)
- クレジットカード(リボ払い)を安易に利用しない！

大人なので 取り消せない

成人として扱われるため、契約を取り消すことができなくなります。

大人なので 契約できる

成人として契約を一人で結ぶことができます。

大人なので 必ず確認

契約を結ぶ際には、事前に契約内容を確認しましょう。



家族やお知り合いに中学生・高校生がいる場合は、普段から次のことを意識するように声をかけていただき、成人になるまでに少しずつ準備しましょう。

大人なので 無理はしない

本当に支払いができるのか、自分の収入に見合った買い物を。



「気をつけよう！見守ろう！ふくい消費生活」はこちらからダウンロードできます▶

目次

- 若者が被害に遭いやすい消費者トラブル 2、3
- 住宅火災からいのちを守る10のポイント 4
- マイナ保険証／ローリングストックを始めよう 5
- 県消費生活センターより 賃貸住宅「原状回復トラブル」に注意／出前講座の案内 6
- 若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーン／エシカルセミナー開催しました／エシカルチャレンジ2024／モニターさんからの報告 7
- 専門家による消費生活相談会／消費生活センターのご案内／アンケートのお願い 8

若者が被害に遭いやすい消費者トラブル

怪しいもうけ話にご注意！

事例

友人から「すごいもうけ話がある。投資のプロを紹介する。」と誘われた。紹介された人物から「私の情報商材を購入すれば、絶対にもうかる。消費者金融で借金してもすぐ元が取れるし、他の投資者を紹介すれば紹介料も支給する。」と説明された。借金をして、その情報商材を購入したが、勧誘の方法ばかりで投資についての情報は何もなく、全くもうからなかった。解約を申し出たが、半額しか返金できないと言われた。



「投資等の情報商材を人に紹介すれば報酬を得られる」と勧誘するマルチ商法が若者間でよく見られます。学校や職場の友人・先輩、SNS等で知り合った人からの紹介がきっかけのケースが多い傾向にあります。紹介された事業者の実態が分からない上、連絡先も分からず、解約や返金交渉が難しい場合があります。

アドバイス

- ① 実態や仕組みが分からない怪しいもうけ話は、友だちや知り合いから勧誘されても、きっぱりと断りましょう。
- ② 借金をしてまで契約するのはやめましょう。
- ③ 断れずに契約してしまったら、なるべく早く消費者ホットライン188へ電話相談を。
- ④ 知り合いを勧誘すると人間関係が悪化し、自分が加害者となってしまうかもしれません。

エステや美容医療を受ける前にもう一度確認！

事例

「必ず痩せる」というエステのモニター募集広告を見て、店舗に出向いたところ、20万円のコースを勧められた。その場で契約する気はなかったが、『契約するなら、絶対に今日中がお得！もう成人なのだから、自分で決められるでしょ。』と店員から急かされ、契約してしまった。その後、思い直して解約を申し出たが、高額のカンセル料を請求された。



エステや脱毛などの美容医療は、20歳代に多い相談ですが、10歳代でも相談がみられます。契約の前に、長期間のエステであれば契約の内容や解約の条件を、美容医療であれば身体的なリスクや今すぐ施術する必要があるのかを、よく考える必要があります。

契約の前にきちんと説明を受け、理解したか、以下のことを確認しましょう。十分な説明を受けていなければ、スタッフや医師に聞いてみましょう。

アドバイス

- ① 契約前に、施術内容や料金、施術の期間、途中で解約した場合の清算方法などを確認しましょう。
- ② 事前に複数の事業者から十分に情報を集め、比較・検討しておきましょう。
- ③ その場の雰囲気にならされず、本当に必要な契約か冷静に考え、安易に契約しないようにしましょう。

若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーン

●期間：令和7年1月～3月 ●実施機関：福井県、県内17市町、福井県警察本部、福井弁護士会、福井県司法書士会

そのインターネット通販サイト、安全ですか？

事例

インターネットのショッピングサイトで、欲しいと思っていた商品が他のサイトよりも、格安で販売されていた。その場で衝動買いしたが、商品が一向に届かない。ショッピングサイトの連絡先に電話してみたが、全くつながらない。



「注文した商品が届かない」、「注文した商品とは異なる商品が届いた」、「業者と連絡が取れない」、「勝手に定期購入になってしまっていた。」などのトラブルが発生しています。また、実在の通信販売サイトを騙った詐欺サイトである場合もあります。以下のことに注意して、インターネット通販を利用しましょう。

アドバイス

- ① ネット店舗の所在地や連絡先、支払方法、他の利用者の評価など事業者についての情報をしっかり確認しましょう。
- ② 激安で販売されているなど、購入する商品が模倣品でないかを注意しましょう。
- ③ 配送方法や配送期間などを確認しておきましょう。
- ④ 注文する商品が定期購入のものでないか、ホームページをよく確認しましょう。小さな文字で定期購入の説明書きが掲載されていることがあるのでご注意を。
- ⑤ キャンセル・返品条件、利用規約は事前に必ず確認しましょう。
(※通信販売には、クーリング・オフの適用はありませんので、ご注意を)

リボ払いに注意！

事例

クレジットカードの申し込み時に、自動でリボ払い(リボルビング払い)になる設定に気付かず、何年間か利用していた。利用明細を確認していなかったため、気付いた時には借入残高が数十万円になっていた。



クレジットカードのリボ払いとは、あらかじめ設定した一定額を毎月支払う返済方法です。買い物を重ねても月々の支払いが一定額になる一方で、毎月手数料がかかる、借入残高が分かりにくい、支払いが長期化するなどの点に注意が必要です。

アドバイス

- ① クレジットカードを申し込む際、リボ払い専用のカードである場合や初期設定がリボ払いになっている場合があるので、必ず確認しましょう。
- ② 毎月の利用明細は必ず確認し、心当たりのない請求に関してはすぐにカード会社に問合せましょう。
- ③ リボ払いを利用する場合は、借入残高と手数料、毎月の支払額を特に確認しましょう。

キャッシングやローン返済で困ったときは…

借金問題を解決し生活を立て直すためには、まず相談です。一人で悩まず、消費生活相談窓口へご相談ください。

犯罪につながるアルバイトにも注意！

SNS上で募集されているバイトで、秘匿性の高い通信アプリをインストールするよう指示されたり、「アルバイトの登録のために必要だ」などと個人情報を送るよう求められたりした場合は、『闇バイト』を疑いましょう。ですが、まずはSNS上でのアルバイトには申し込まない・知らないアプリで個人情報を送らないことが重要です！

住宅火災からいのちを守る10のポイント

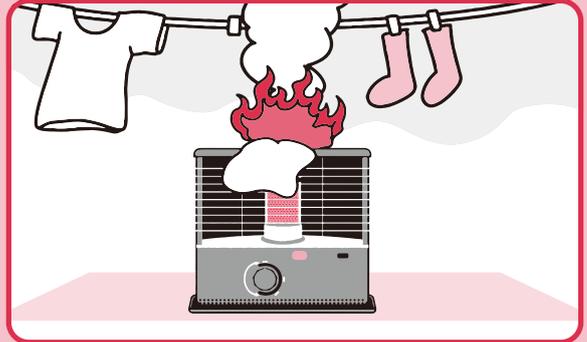
「逃げ遅れ」を防ぐために

住宅火災を防ぐために、ストーブやこんろの周りに燃えやすいものを置かないことや、コンセント周りはほこりを清掃し、たこ足配線をしないことなどを習慣づけましょう。また、消し忘れや誤作動を防ぐための安全装置や過熱防止装置が付いた製品、転倒時に自動的にスイッチが切れる機能が付いた製品を使うようにしましょう。

4つの習慣



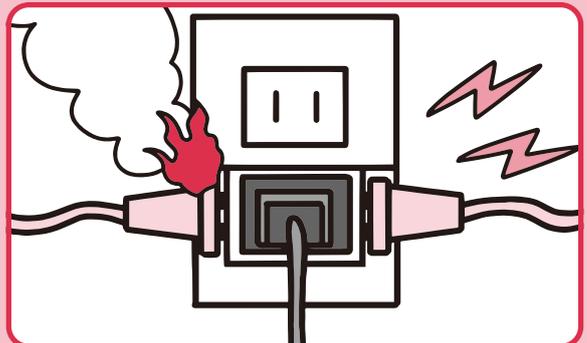
- ①寝たばこは絶対にしない、させない。



- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。



- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。



- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

住宅火災から命を守る

6つの対策

出火防止

早期覚知

延焼
拡大防止

初期消火

早期避難

助け合い

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使いかたを確認しておく。
- ⑤高齢者や身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

出典：「住宅火災からいのちを守る10のポイント。『逃げ遅れ』を防ぐために。」（政府広報オンライン）を加工して作成

マイナ保険証ってなに？



マイナンバーカードを医療機関・薬局で健康保険証として利用することができます。

従来の健康保険証は、2024年12月2日以降、新たに発行されなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移りました。ただし、お手元の健康保険証は、有効期限までの間、最長1年間使用できます。

マイナ保険証を使うメリット

- ① データに基づくより良い医療を受けることができます（過去に処方されたお薬等の情報を医師・薬剤師と共有できます）
- ② 手続きなしで窓口での限度額以上の支払いが不要になります（高額療養費制度）
- ③ マイナポータルで確定申告の医療費控除がカンタンにできます
- ④ 引越しや、就職・転職の後もそのまま健康保険証として使えます（医療保険者が変わる場合は、加入の手続等が必要です）

自己負担限度額※所得に応じて異なります

自己負担

支払不要

高額療養費として
健康保険組合等が支給

窓口負担（例：3割負担）

非常時も安心

救急搬送時
救急活動が迅速・円滑に
避難時
診療・薬剤履歴等が
共有できます

マイナ保険証（マイナンバーカード）は、以下のとおり、安全に利用することができます。ただし、キャッシュカードと同様に暗証番号を他人にみだりに教えないようにしましょう。

マイナ保険証の安全性は

- ① 他人があなたのマイナンバーカードを使って手続することはできません。
- ② マイナンバーカードのICチップには、プライバシー性の高い情報は含まれていません。
- ③ マイナ保険証を用いてアクセスできる薬剤情報などは本人同意を前提としています。

持ってなくても大丈夫！

マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書が交付され、これまでどおり保険診療を受けられます。

出典：「マイナ保険証 2024年12月、マイナ保険証を基本とする仕組みへ」（政府広報オンライン）を加工して作成

冬の季節に向けて
少しずつ準備を！

簡単！ローリングストックを始めよう

食品の備蓄は簡単に、誰でも無理なく始められます。ふだん食べているカップめんや缶詰、インスタント味噌汁など少し多めに買い置きし、賞味期限の古いものから消費し、食べたらその分を買い足すだけです。

備蓄のコツは、3つ

- ① まずは、ふだん食べている食材を多めに買って、蓄える
- ② ふだんの食事で食べる
- ③ 食べたら買い足して、補充する



・非常食
・日常食品
・持ち歩き用品

出典：「今日からできる食品備蓄。ローリングストックの始め方」（政府広報オンライン）を加工して作成

賃貸住宅、「原状回復トラブル」に注意!

～住み始める前から、「いつか出ていく時」に備えておこう!～

春は進学や就職で新生活を始めるために、賃貸住宅の契約をする人が多くなる季節です。賃貸住宅は、退去する時にトラブルが多いので、契約をするときから注意しましょう。

事例 1

部屋の壁紙の張替えなど15万円を請求されたが、汚した覚えがないので納得できない。

事例 2

クリーニング代5万円に加え、洗面台の取り換え費用20万円を請求された。最初から洗面台と壁の間に一部隙間があり、そこから水が落ちて板を腐食させたと思う。写真を撮っていないので証拠がないが、納得できない。

事例 3

退去の立会確認時には貸主から特に指摘されなかったが、後日、壁紙の張替え費用8万円を請求された。壁紙は、入居の時から細かい傷があったので、納得できない。

トラブルにあわないために

1. 部屋は内見してから決め、契約の時に貸主から渡される書類の内容を必ず確認しましょう。

2. 入居時に、賃貸住宅の現状をよく確認し、傷や汚れは、日付を入れた写真を撮るなど記録に残しましょう。

3. 入居中に、トイレの水漏れなどトラブルが起きたら、すぐに貸主(管理会社等)に相談しましょう。

4. 退去時には、清算内容をよく確認し、納得できない場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改定版)」を参考に貸主側に説明を求め、話し合しましょう。

特に確認したい内容は、

- ① 禁止事項
- ② 修繕に関する事項
- ③ 退去の際の費用負担
- ④ 特約のクリーニング費用

の記載が無いかです。

出前講座

消費生活相談員を講師として無料で派遣し、具体的なトラブル事例や気を付ける点についてお話します。学校や地域の会合などで聞いてみたい方は、県消費生活センターまでお気軽にお問合せください。



若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーン

悪質商法などによる若者の消費者トラブルを防ぐために、成人式や卒業・就職の時期にあたる1月から3月まで、県と17市町、福井県警察本部、福井弁護士会、福井県司法書士会が連携して共同キャンペーンを実施します。

新生活を迎えるこの時期は、生活環境や交友関係の変化に伴い、若者が消費者トラブルに巻き込まれやすくなります。トラブルを防止するためには、悪質商法の手口やトラブル事例などを知っておくことが大切です。そこで、若者向け啓発リーフレットを高校・大学・成人式等で配布や、若者電話相談の受付、街頭啓発、パネル展などを行います。

エシカルアクションセミナーを開催しました

ファッション・ジャーナリストで日本エシカル推進協議会の生駒芳子会長を招き、『企業に求められる“エシカル”とは』と題し講演を実施しました。講演の中で、「環境に加え、働く人の人権、動物の命という観点で考えるのがエシカル」という“エシカル”のあり方や「買い物は投票である」と企業だけではなく、私たち一消費者にも大切なことをお話していただきました。



日時 令和6年11月15日(金) 13:40~14:50

場所 ユー・アイ ふくい 多目的ホール

講師 生駒 芳子氏
(一般社団法人 日本エシカル推進協議会 会長)



参加者からの声

- ・「エシカル」と言うと、意味あいがかたまりしないという印象がありましたが、今日の講演を聞いてとてもスッキリ理解できました。
- ・エシカル消費についてはある程度理解していたが、エシカル経営の観点は初めて知ることができ、有意義でした。
- ・「買い物は投票である」という表現を聞き、改めて選ばれるものを作っていく大切さを感じました。

エシカル チャレンジ 2024

公式InstagramまたはX(エックス)をフォローして、「エシカル消費に関するクイズ」に答えよう。
正解者の中から抽選で、
エシカルな福井県産品(3,000円相当)を
プレゼント!

第4回

令和7年1月10日(金)
▶2月10日(月)

プレゼント セルフ商品
羽二重トースト

応募方法

- ①公式InstagramまたはXをフォロー(@ethical_fukui)する。
※フォローしてない方は抽選対象外となります。
- ②応募フォームからクイズの答え、必要情報を入力する。

詳細・応募は
こちらから▶



身近でも起きています ~ふくい消費生活モニターさんからの報告~

- ・パソコンに不審なメールが届きました。(10月)
- ・身に覚えのない商品が自宅に届きました。(10月)

などの報告がありました。



消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

1月～3月の開設日

開設時間/14:00～16:00

分野	令和7年1月		2月		3月	
福井弁護士会 (法律)			4日(火)	県消費生活センター	4日(火)	県消費生活センター
	14日(火)	県消費生活センター	13日(木)	敦賀市消費生活センター	13日(木)	県嶺南消費生活センター
	22日(水)	県消費生活センター	19日(水)	大野市消費生活センター (0779-66-1111)	19日(水)	県消費生活センター
司法書士(法律)	23日(木)	県嶺南消費生活センター	27日(木)	県嶺南消費生活センター	27日(木)	県嶺南消費生活センター

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・県嶺南消費生活センターまでご連絡ください。
市町の相談窓口で開催の場合は、その開催市町でも予約できます。

お気軽に
ご相談下さい



消費生活のご相談は… 土日も相談を受け付けています

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

受付時間/9:00～17:00 (祝日・年末年始は休館)

(※県嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館です)

ホームページ

🔍 福井県 消費生活

県消費生活センターHP



フェイスブック

県消費生活センター
Facebook



メールで相談の
受付ができます!

県消費生活センターHP
[消費生活メール相談]



消費者ホットライン **188**
局番なし

福井県消費生活センターやお近くの消費相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

情報誌に関するアンケートを実施しています



- ①スマートフォンでカメラを起動します。
- ②カメラをQRコードにかざし、読み取りたいQRコードをタップします。
- ③表示された通知(URL)をタップすると、アンケートのページへ移動できます。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

◀◀◀◀アンケートはこちらから ぜひ、ご意見をよろしくお願いたします。

発行

福井県防災安全部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633



安全安心ふくい
X(エックス)

消費に関する安全安心の
情報を発信しています。
ぜひ、フォローしてくだ
さい。

@AnshinFukui

発行日/令和7年1月